

別表第二 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (二二九—二三三) 一八二

都道県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助(負担)金	同上のうちに三十三年度までの交付済額	国庫補助(負担)工事費から除外すべき額	同上に對する国庫補助(負担)金相当額(うち三十四年度以降交付予定額中減額を要する額)
(二二九) 香川県	丸亀市下分地区地盤変動対策	丸亀市土器町土地改良区	五五八,000 円	二七四,000 円	二七四,000 円	四六七,000 円	三三五,000 円
	水路延長六五メートル、遊水池一箇所等を工事費五、五六八、〇〇〇円で施行したこととしていますが、実際は五、一〇一、〇〇〇円で施行しており、事業主体はその負担したとして二、七八四、〇〇〇円のうち四六七、〇〇〇円を負担していません。						
(二三〇) 同	丸亀市西村水路土地改良	丸亀市土器町土地改良区	一八八,000 円	七五,000 円	七五,000 円	五五,000 円	三三〇,000 円
	水路延長二〇五メートルを工事費一、八八〇、〇〇〇円で施行したこととしていますが、実際は一、三三〇、〇〇〇円で施行しており、事業主体はその負担したとして一、二二八、〇〇〇円のうち五五〇、〇〇〇円を負担していません。						
(二三一) 高知県	計		七四八,000 円	三五六,000 円	三五六,000 円	一〇七,000 円	四三三,000 円
	土佐清水市貝の川漁港二十九年度災害復旧	土佐清水市	一三三,000 円	一七三,000 円	一七三,000 円	三六,000 円	三七四,000 円
	防波堤延長一二〇メートルの復旧にあたり、うち延長五〇メートルは配合比五・五の玉石コンクリートで一四九立米、また、延長二五メートルは配合比一・三・六のコンクリートで一七六立米を施行したこととしていますが、実際は玉石一六一立米を中詰としこれを厚さ三五センチメートルから五〇センチメートルのコンクリート総量一六二立米で被覆したにすぎないため工事費三八四、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(二三二) 長崎県	北高来郡高来町田井原頭首工三十二年災害復旧	高来町	二六七,000 円	二二七,三七〇 円	一六四,五〇〇 円	三六,〇〇〇 円	三五二,六〇〇 円 (三五二,六〇〇)

井ぞき延長二二メートルの復旧にあたり、えん体九七立米は配合比一・三・六のコンクリートで、また、護床保護壁三九立米は配合比七・三の玉石コンクリートで 施行したこととしていますが、実際はえん体は玉石五五立米を中詰としその上部にコンクリート四一立米を施行したにすぎず、また、護床保護壁は現場付近で採取した野づら石二八立米を中詰としこれを配合の悪いコンクリート一一立米で被覆したにすぎないなどのため工事費三八六、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。

(二三三) 同	南高来郡有明村荒牧水路三十二年災害復旧	有明村	七六七,000 円	七三五,七六〇 円	七三五,七六〇 円	二三三,000 円	二四七,三〇〇 円
	水路延長五三三メートルの復旧にあたり、から積石垣三、〇九五平米のうち一、七〇七平米は法長三・四五メートルまたは六・八九メートルで、胴込ぐり石平米当り〇・一四立米総量二三八立米を施行したこととしていますが、実際は法長三・三四メートルから六・八九メートルで一、六四八平米、胴込ぐり石〇・一二立米総量二二四立米を施行したにすぎないなどのため工事費二六三、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。						
(二三四) 同	南高来郡南串山村妙見農道開設	沼田土地改良区	九七四,000 円	二九三,九〇〇 円	二九三,九〇〇 円	一八三,三〇〇 円	五四三,九〇〇 円
	農道延長三、七六五メートルの開設にあたり、切土二〇、二八四立米、盛土二二、七〇九立米、から積石垣三、五一九平米を施行したこととしていますが、実際は切土一六、二二二立米、盛土九、六七五立米、から積石垣二、三二五平米を施行したにすぎないなどのため工事費一、八一三、〇〇〇円相当額が出来高不足となっている。なお、工事は七、九四四、九〇七円で施行しており、事業主体はその負担したとして六、八二二、一〇〇円のうち一、七九九、〇九三円を負担していません。						
計			一,〇〇三,八〇〇 円	一,三五一,〇五〇 円	一,一八四,三三〇 円	二四六,三〇〇 円	一,一四二,六〇〇 円 (三五二,三〇〇)
合計			三六六,一五五,九三〇 円	一,七〇二,九三三,一〇三 円	一,六九九,九九一,八三三 円	三六三,六五三,三三九 円	一,六七三,三三六 円 (四六七,三三六)

別表第三 農業共済保険事業の運営が適切でないもの (農林省)

(備考)

(イ) (ア) 共済目的欄中、三三二、三三三はそれぞれ三十二年産、三十三年産を略したものである。
書類上の支払欄中、共済金額の()内の金額は共済金にあわせて支払った他の金額を外書したものである。

組合名	共済目的	書類上の支払		実際の支払計画		共済金と実交付額との差額
		面積または卵量	共済金額	被害割	均等割その他	
(二四〇) 山梨県 第(旧)旭市	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	六、五五六グラ 二、九六六 八、八三三	一、二六五〇九 四五七、〇八三 一、三八一、三八八	―	―	―
(二四一) 中巨摩郡 榑形町 (原) (旧) 小笠	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	七、九三六 二、二六二 七、〇六〇	一、六五二、六二四 五三七、二三四 一、六二二、一五六	―	―	―
(二四二) 中巨摩郡 榑形町 (旧) 榑	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	七、九八八 二、七四二 六、二九九	一、八〇〇、四七四 五四三、〇三〇 一、三二六、四四八	―	―	―

(二四三) 中巨摩郡 榑形町 (旧) 野之瀬	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	六、六四四 一、五〇九 三、四四四	一、四九四、一八一 二九二、二六五 七六三、六〇〇	三三四グラ 同	一八八、七五四 同	九〇八、一〇〇 同	一、〇九六、八五四 (七七七、八五四)	一七七、二九二	
(二四四) 中巨摩郡 (旧) 西町 (旧) 落合	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	五、二二二 一、二二二 四、四四九	一、四二一、六四〇 二六三、七三三 九八二、五九八	八、〇五タ 二、〇七タ 七、七七タ	一、〇七二、四〇〇 六五、八一〇 六〇九、五〇〇	―	一、〇七二、四〇〇 (一、〇七二、四〇〇) 六五、八一〇 六〇九、五〇〇	三三九、二四〇 一九七、五六三 三三七、〇七八	
(二四五) 中巨摩郡 敷島町	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	四、六六六 一、三六六 三、二四八	一、一六八、五〇四 三三八、一八八 七三四、四三三	不明	九、九五 八四、六六二 七三、一〇〇	―	五四、三三二 (六三六、二四七) 五〇六、一九七 五〇六、一九七	五三、一五七 五三、一五七 五三、一五七	
(二四六) 中巨摩郡 源村	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	八、八六六 二、三二二 五、九二二	一、三七八、五三二 三二五、二七三 七七〇、二九五	同	七五、〇〇〇	―	―	二、三九〇、一〇〇 七五、〇〇〇	
(二四七) 中巨摩郡 豊村	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	一、四三六 三、五八八 九、七〇八	三、三三〇、八六五 (三、三三〇、八六五) 七五、一七四三 二、四六一、五八	三、三四グラ 一、三八〇タ 三三箱	三七三、九三六 三六、〇〇〇 六〇九、一七五	引受卵量 引受箱数 割等	二、〇一六、三〇〇 二、四二二、四九〇 一、九六〇、三三九	二、三九〇、三三六 (二、三九〇、三三六) 一、七三七、五二〇 一、七三七、五二〇 二、五九九、四〇四 二、五九九、四〇四	八七五、九七八 一、〇六〇、三九一 一、二九八、三五九
(二四八) 中巨摩郡 若草村 (旧) 鏡中	春蚕 夏秋蚕 晩秋蚕	三、九三九 一、一六六 四、三七四	八、三三二、一五五 二、〇九七、七六 六五九、五三九	不明	五五、八八七 四四六、八グラ	―	五八〇、七七七 (六三六、六六四)	一、〇五七、五〇四	

別表第三 農業共済保険事業の運営が適切でないもの(農林省) (二四三―二四八)

組合名	共済目的	書類上の支払		実際の支払計画		計(実交付額)	共済金と実交付額との差額
		面積または卵量	共済金	被害割	均等割その他		
(二四九) 山梨県 中巨摩郡 若草村(旧三恵)	春蚕 夏秋蚕 晚秋蚕	四、五四グラ 一、四〇三 四、五三三	一、九六四 二、五三八〇 七、四四七	—	二四〇七グラ 割引受卵量	六〇、九五〇 六〇、九五〇 二九八、〇〇〇 二九八、〇〇〇	—
(二五〇) 同 東八代郡 境川村	春蚕 夏秋蚕 晚秋蚕	九、八〇三 二、八〇三 六、七四三	一、二九一 四、四九五 一、〇四八	—	部落割	六六九、一五三 二四、五九九 三〇四、五〇三	—
(二五一) 同 東八代郡 豊富村	春蚕 夏秋蚕 晚秋蚕	六、二四七 一、四六六 五、四三三	一、〇一八 一、七八一 七、四五四	—	同	四三〇、〇〇〇 四三〇、〇〇〇	—
(二五二) 同 東八代郡 中道町(旧右左口)	春蚕 夏秋蚕 晚秋蚕	六、六四三 二、一九四 二、一九四	九、〇五四 二、〇七八 八、八三八	—	戸数割等	一、八九六、八九五 一、八九六、八九五	—
(二五三) 同 東八代郡 中道町(旧柏)	春蚕 夏秋蚕 晚秋蚕	六、七四四 四、五六三 七、八六三	九、七〇四 七、六二七 一、〇〇三	—	戸数割	二、七〇〇 二、七〇〇	—
(二五四) 奈良県 橿原市(旧畝傍)	麦 水稻	四、三反 四、〇九	一、三六一 七、六六四 四、九〇五 四、七二八	—	部落割	三、〇七六、六二一 三、〇七六、六二一	—
(二五五) 同 橿原市(旧金橋)	麦 水稻	四、二反 四、六二	八、七八七 四、八六九	七反	—	九、四二九 九、四二九	—
(二五七) 同 橿原市(旧耳成)	麦 水稻	四、八五三 六、四八	七、〇八六 二、五六四 一、四九三 一、四九三 一、四九三	—	部落割	一、八六三、四九九 一、八六三、四九九 一、六九一、九一六 一、六九一、九一六	—
(二五八) 同 桜井市(旧初瀬町)	麦 水稻	一、九二 一、一八	七、〇六二 一、二〇〇 一、七五九	六反	同	七、〇六二 一、二〇〇 一、七五九	—
(二五九) 同 大和郡 市	麦 水稻	一、八四三 一、八〇四	七、一三五 二、四七三 二、三六五	—	同	二、七四一、八一 二、七四一、八一 二、七四一、八一	—
(二六〇) 同 磯城郡 川西村	麦 水稻	五、九七 六、四七 五、三三	二、〇四一 八、三〇五 一、〇八八	—	—	二、〇四一 八、三〇五 一、〇八八	—

(二六〇) 同 磯城郡 川西村	麦 水稻	五、九七 六、四七 五、三三	二、〇四一 八、三〇五 一、〇八八	—	—	二、〇四一 八、三〇五 一、〇八八	—
-----------------	---------	----------------------	-------------------------	---	---	-------------------------	---

別表第三 農業共済保険事業の運営が適切でないもの(農林省) (二六一-二六六) 一八九

組合名	書類上の支払		實際の支払計画		共済金と実交付額との差額
	面積または卵量	共済金	被害割は面積または卵量	均等割その他(実交付額)	
(二六一) 奈良県 磯城郡 田原本町 (旧平野)	3	36反	1	1,749.00	759.53
(二六二) 同 北葛城郡 河合村	3	35.5	1	1,749.00	443.81
		35.5		945.23	285.96
(二六三) 同 北葛城郡 上牧村	3	26.5	1	1,749.00	849.24
		26.5		945.23	377.89
(二六四) 長崎県 西彼杵郡 西岳村	3	94.0	1	1,749.00	377.89
		94.0		945.23	782.43
(二六五) 熊本県 上益城郡 津森町	3	74.0	1	1,749.00	235.54
		74.0		945.23	782.43
(二六六) 宮崎県 北諸郡 高崎町	3	34.3	1	1,749.00	86.56
		34.3		945.23	1,433.32
(二六七) 同 北諸郡 高城町	3	31.4	1	1,749.00	1,159.62
		31.4		945.23	996.09
(二六八) 同 児湯郡 川南町	3	41.7	1	1,749.00	1,159.62
		41.7		945.23	601.09
(二六九) 同 西諸郡 飯野町	3	33.9	1	1,749.00	363.45
		33.9		945.23	389.43
計		155.6		1,749.00	1,159.62

別表第三 農業共済保険事業の運営が適切でないもの(農林省) (二六七-二六九) 一八九

付表第一 昭和三十三年度一般会計決算未確認額表

歳出、所管、組織、項	証 明 庁 金	円 額	事
(項) 昭和三十三年度甲型警備艦建造費	防衛庁調達実施本部	八三四、七〇〇、〇〇〇	前金払の精算未了
(項) 昭和三十三年度甲型警備艦建造費	同	一、二七六、八三〇、〇〇〇	同
(組織) 科学技術庁	建設省関東地方建設局	四一、四〇〇、〇〇〇	同
(項) 航空技術研究所	同	同	同
外 務 省			
(組織) 在外公館			
(項) 在外公館	外 務 省	三、〇三〇、七二〇	同
文 部 省			
(組織) 文部本省			
(項) 科学振興費	文 部 省	二六、八六六、二八六	概算払の精算未了
(項) 国立科学博物館	国立科学博物館	一三八、五八三	前金払の精算未了
(項) 南極地域観測事業費	文 部 省	八、九一八、九四〇	概算払の精算未了
(組織) 国立学校			
(項) 国立学校	山形ほか七大学	一一、一〇二、〇六七	前金払の精算未了
(項) 大学附属病院	群馬ほか二大学	九七六、三七七	同
(項) 大学附置研究所	北海道ほか一大学	二、七二三、一七二	同

郵 政 省

(組織) 郵政本省			
(項) 電波監理費	郵政省電波監理局	一七六、九五七	同
計		一一、〇五三、五四八、五二三	

前金払の精算未了
概算払の精算未了
証明済調査中
回答済調査中

七〇三、六三五、七六
一、九四七、〇〇四、七六
七五一、九六七、二六五
一、三三〇、九四〇、八六

付表第一 昭和三十三年度一般会計決算未確認額表

付表第二 昭和三十三年各特別会計決算未確認額表

所管、会計名、歳出、項	証 明 庁 金	円 額 事	円 由
農 林 省			
国有林野事業 歳出			
(項) 事 業 費	林野庁ほか一箇所	四、七四〇、八八二	(回答済調査中 不正行為に關し調査中 四、四〇、八八二 100,000)
建設省			
特定多目的ダム 歳出			
建設工事			
(項) 多目的ダム建設事業	東北地方建設局	一、八四四、〇二五	不正行為に關し調査中
計		六、五八四、九〇七	

付表第二 昭和三十三年各特別会計決算未確認額表

(昭和三十四年十二月二日現在)

付表第三 既往年度一般会計決算未確認額表

(昭和三十四年十二月二日現在)

年度、歳出、所管、組織、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	金 額	未 確 認 残 額	円 由
昭和三十一年度					
歳 出					
総 理 府					
(組織) 防 衛 庁					
(項) 防衛庁施設費	九三、〇五、八六一	六三、〇五、八六一	三五〇,〇〇〇,〇〇〇	防衛庁調達実施本部	概算払の精算未了
(組織) 科学技術庁					
(項) 航空技術研究所	五八,〇〇〇,〇〇〇	二四,〇〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇,〇〇〇	航空技術研究所	前金払の精算未了
計	一,〇四一,〇五六、八六一	六五七,〇五六、八六一	三八四,〇〇〇,〇〇〇		
昭和三十一年度					
歳 出					
総 理 府					
(組織) 防 衛 庁					
(項) 防 衛 庁	八、四七三、三三、三三七	五、七〇六、〇三、八二二	二、九四二、一九、八一五	防衛庁調達実施本部	前金払の精算未了 六七〇、九五六、五〇〇 概算払の精算未了 二、二七〇、二四三、三五〇
計					

付表第三 既往年度一般会計決算未確認額表

付表第三 既往年度一般会計決算未確認額表

年度、歳出、所管、組織、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	金額	証明	残額	事由
(項) 艦船建造費	二,三六八,二四五,八四三 円	二,二五八,八四五,八四三 円	二,二四〇,〇〇〇 円	防衛庁調達実施本部		前金払の精算未了
(項) 潜水艦建造費	六三三,五〇〇,〇〇〇	二八三,五〇〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇,〇〇〇	同		概算払の精算未了
(項) 昭和三十一年度甲型警備艦建造費	六七五,〇〇〇,〇〇〇	〇	六七五,〇〇〇,〇〇〇	同		前金払の精算未了
(組織) 科学技術庁						
(項) 科学振興費	一一,六三一,九三一	一一,四六九,七二五	一一,六三三,二六	科学技術庁		概算払の精算未了
(項) 原子力平和利用研究促進費	二六,三三四,一〇一	二四,九六七,九四三	一一,三五六,一五	同		同
(項) 航空技術研究所	三五八,〇四五,三九七	二四四,七四〇,〇〇〇	一一,三三〇,五三九七	航空技術研究所		前金払の精算未了
農林省						
(組織) 水産庁						
(項) 漁業調査取締費	四九,〇七二	〇	四九,〇七二	農林省		不正行為に關し調査中
計	一三,七二〇,四六九,九七〇	八,四三六,五五五,三三三	四,二九三,九一四,六三七			
合計	一三,七六一,五六八,八三二	九,〇八三,六二二,七四四	四,六七七,九二四,六五七			

付表第四 既往年度各特別会計決算未確認額表

(昭和三十四年十二月二日現在)

年度、所管、会計名、歳出、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	金額	証明	残額	事由
昭和三十一年度						
建設省						
特定多目的ダム建設工事						
(項) 多目的ダム建設事業費	一,二七八,〇〇〇	〇	一,二七八,〇〇〇	東北地方建設局		不正行為に關し調査中

付表第四 既往年度各特別会計決算未確認額表

附表第五 昭和三十三年度国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表

(昭和三十四年十二月二日現在)

受入、款、項	証明書	金額	事由	円由
受入				

(款) 歳入組入資金受入

(項) 各税受入金	麴町ほか一稅務署	一一一、五九五、〇三〇	{質問に対する回答未済}	一〇三、一七二、七〇〇
			{回答済調査中}	八、四二二、三三〇

昭和三十三年度
 国税収納金整理資金受払計算書検査未完了額表
 (昭和三十四年十二月二日現在)

附表第六 昭和三十三年度政府関係機関決算検査未完了額表

(昭和三十四年十二月二日現在)

政府関係機関名、支出、勘定名、項	証明機関	金額	事由	円由
日本電信電話公社 支出				
損益勘定				
(項) 保守費	日本電信電話公社経理局	一八、八六一、八六六	質問に対する回答未済	
(項) 共通費	日本電信電話公社経理局ほか一箇所	六八一、〇七八	{質問に対する回答未済}	一四七、六三二
(項) 受託業務費	日本電信電話公社経理局	三、三〇一	{不正行為に關し調査中}	五三三、四四六
建設勘定			質問に対する回答未済	
(項) 電信電話施設費		二五五、五一一		
計		一九、八〇一、七五六		

目次第六 細目三十三 平氣丸開封製成表

日本製藥株式會社 大出

（一）平氣丸	日本製藥株式會社	188	（一）平氣丸	日本製藥株式會社	188
（二）平氣丸	日本製藥株式會社	189	（二）平氣丸	日本製藥株式會社	189
（三）平氣丸	日本製藥株式會社	190	（三）平氣丸	日本製藥株式會社	190
（四）平氣丸	日本製藥株式會社	191	（四）平氣丸	日本製藥株式會社	191
（五）平氣丸	日本製藥株式會社	192	（五）平氣丸	日本製藥株式會社	192
（六）平氣丸	日本製藥株式會社	193	（六）平氣丸	日本製藥株式會社	193
（七）平氣丸	日本製藥株式會社	194	（七）平氣丸	日本製藥株式會社	194
（八）平氣丸	日本製藥株式會社	195	（八）平氣丸	日本製藥株式會社	195
（九）平氣丸	日本製藥株式會社	196	（九）平氣丸	日本製藥株式會社	196
（十）平氣丸	日本製藥株式會社	197	（十）平氣丸	日本製藥株式會社	197

昭和二十一年一月二日發行

大蔵省印刷局製造)